

# 市報 わかやま

人権  
特集号

Wakayama City Public Relations 人権特集号 2018

## 平成 29(2017)年度 和歌山県人権啓発ポスターコンテスト

和歌山県人権啓発センター ☎435-5420

### 最優秀作品・優秀作品



最優秀作品 市立和歌山高等学校 築地新 彩乃さん



優秀作品 市立和歌山高校  
小野田 希音さん



優秀作品 県立和歌山高校  
南 里奈さん



優秀作品 市立明和中学校  
中野 実咲さん



優秀作品 市立和歌山高校  
西端 紬さん



優秀作品 市立和歌山高校  
山本 翁さん

# 11月は「和歌山市人権啓発推進月間」です

## 同和問題(部落差別)

Q.今も同和問題はありますか？

A.「土地を購入したいが、〇〇地区は同和地区か。」これは市役所にかかってきた電話の内容です。県庁や県内の自治体にも、同様の電話がかかっています。このようなことを聞くのは、同和地区なら購入しない、そこに住めば同和地区と間違えられると考えているのではないのでしょうか。または土地を購入するというのは口実で、単に同和地区かどうかだけを知りたい、知って他の目的(結婚・就職差別など)に使いたいと考えているのかもしれない。それは差別につながるものであるとその人に指導・啓発しますが、すぐに電話を切られてしまうことも多々あります。

こうした部落差別の実態を踏まえ、2016(平成28)年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、今なお部落差別が存在し、その解消は国や地方公共団体の責務であると書かれており、市もこの法律にそって、啓発、相談窓口の開設や必要な施策を進めています。また市民一人ひとりが自分自身の問題として考え取り組んでいくことも大切です。他の人の人権を守ることは、自分の人権を守ることにつながります。差別のない人権が守られる社会をめざしましょう。

## 女性の人権

Q.女性が自分らしく活躍できる社会の実現のためには何が必要ですか？

A.国連は、1979(昭和54)年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を採択しました。国内でも「男女共同参画社会基本法」が1999(平成11)年に施行されるなど男女がともに輝ける社会の実現に向けてさまざまな取組が進められています。しかし、残念なことに最近の報道でも女性に対するセクハラなどの人権侵害事件や、「女性である」という理由だけで、医学部の入学試験において、不平等な取り扱いを受けるといったことが大きな社会問題になっています。これらの背景には生物学的な性別とは別に、社会的・文化的に作られた性別(ジェンダー)にもとづく偏見が根深く社会に残されていることが考えられます。

すべての人が自分らしい生き方を実現させるためには、「男だから、女だから」と固定的に役割を決めるのではなく、一人ひとりが個人として「自分の良さ」を伸ばし、女性にとっても働きやすい環境や制度を整えることが重要です。誰もが幸せに生きられる社会に向け、家庭や職場、また地域においても性別や年齢にかかわらず、お互いを思い合う人権尊重の意識を高めていきましょう。

## 子どもの人権

Q.子どもの人権を大切にしたい子育てをするには、どのようなことをしていけばいいのでしょうか？

A.2015(平成27)年の国際学力調査において、日本の子どもたちの学力が高くなってきた反面、他国に比べると自尊心が低いという結果が出ました。自尊心とは、自分自身を価値ある者と感じる気持ちです。そのため、自尊心の高い人は何事にも積極的に取り組み、自分の可能性を広げていきます。こうしたことから、子育てにおいて、子どもの自尊心を高めていくことが必要です。

具体的に言うと、子どものさまざまな興味・関心や気づきを大いに認めていくことが大切です。このことは、子どもに自信を持たせ、学習への意欲も高めていきます。また、親がすべてを決めてしまうのではなく、できるだけ子どもに考えさせ、決定する機会を多くすることです。こうした積み重ねが、前向きに毎日の生活を送ろうとする姿勢を生み出していきます。

私たち大人が子どもたちのお手本として、自分も人も大切にすることが大事です。そんな大人の姿に接した子どもたちは、きっと自分も含めたすべての人たちの人権を守ろうとする人間へと成長するでしょう。

## 障がいのある人の人権

Q.障害者差別解消法の合理的配慮とはなんですか？

A.2016(平成28)年4月に障害者差別解消法が施行されました。この法律では、「合理的配慮の提供」を求めています。障がいのある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。この法律では、市役所などの行政や、会社やお店などの事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。

私たちが日常生活において、心がけていくことは、例えば、車いすに乗った人が段差でお店に入れず困っている場合には、乗り越えるようサポートをしたり、聴覚に障がいのある人には筆談で対応したりすることです。障がいのある人に対して、どのようなことができるだろうかと難しく考えなくても大丈夫です。きっと私たちにできることは、私たちが思っている以上にたくさんあるはずです。まず、障がいのある人が困っていると思われるときは、声をかけることから始めると良いかもしれませんね。

障がいのある人もない人も相手を尊重して、共生できるような社会にしていきたいと思います。



## 高齢者の人権

Q.高齢者の人権を守るために、どのようなことをしていけばいいのでしょうか？

A.高齢化は世界的な規模で急激に進んでいます。日本も20年後には、3人に1人が65歳以上という本格的な高齢化社会が到来すると予想されています。しかし、高齢化社会を迎えるにあたり、高齢者の人権に関わる問題が起きています。

それは「豊かな知識や経験がありながらも、年齢を理由に就業や社会参加が制限される」「介護を要する高齢者が身体的・精神的な虐待を受ける」などの問題です。和歌山市では、高齢者の方の社会参画の一つとして、家庭・学校・地域が一つになって子育てをしていくコミュニティスクールがスタートしています。ここでは、高齢者の方が長年、培ってきた豊富な知識や経験が必要とされています。そして、周囲にいる人々も高齢者の方を尊重しようとする意識を一人ひとりが持ち、あらゆる世代の人にとって住みよい社会をつくっていきましょう。



## インターネットにおける人権侵害

Q.インターネットで人権侵害になるって、どんなことでしょうか？

A.携帯電話、特にスマートフォン急速な普及に伴い、子どもたちにとっても身近なものとなり、インターネットに接する機会が増えて生活にかかせないものとなっています。

その一方で、インターネットを悪用し、同和問題(部落差別)や外国人、障がいのある人などに関する差別的な表現の書き込みなど、インターネット上での人権侵害が大きな問題となっています。インターネット上では、たとえ本人が書き込んだ場合でも、容易に消せない掲示板もあり、また、消しても拡散する危険性も含まれているため、深刻な人権問題へと発展します。

そのため、和歌山市ではインターネットにおける掲示板などへの悪質な差別書き込みに対し、削除を目的にモニタリングを実施しています。書き込む前には内容をよく考え、直接人と接するときと同じようにルールやモラルを守り、相手を思いやる気持ちを大事にしましょう。



住民票・戸籍謄本など 第三者に不正取得はさせない!  
**「登録型本人通知制度」の登録を受け付けています**

☎ 市民課 ☎435-1027

近年、戸籍謄本や住民票などを大量に不正取得し、その情報を売買するという事件が発生しています。不正取得された個人情報や結婚や就職の際の身元調査や高齢者世帯への詐欺、ストーカー行為などに悪用されていました。

本人通知制度では、第三者が自分の個人情報を取得した場合、市役所から本人に通知するため、不正取得の早期発見につながり、事実関係の早期究明が期待できます。また、不正が発覚する可能性が高まることから、不正請求を抑止する効果も期待できます。

- 登録できる方／和歌山市に住民登録や戸籍のある方  
 (過去にあった方も含みます。)
- 登録に必要なもの／運転免許証など本人確認書類
- 対象となる証明書／住民票の写し、戸籍の附票の写し、戸籍の謄本・抄本、住民票・附票の除票及び除かれた戸籍
- 登録窓口・問合せ先／市民課 ☎435-1027

(平日 8時30分～17時15分 ※木曜日は19時まで)

※詳細は市HP (ID: 1012806)、担当課へお問い合わせください。

- 1 市民課で事前登録の申請
- 2 第三者が住民票などを取得
- 3 交付したことを登録者本人に通知



**第36回 和歌山県小学校人権の花運動**

次代を担う小学生が協力して花を栽培することで、優しい思いやりのある心をはぐくむことを目的とした運動です。

県内 111 校からの応募があり、和歌山市からは次の小学校が入選しました。



●市立西和佐小学校



●市立野崎西小学校

**えせ同和行為にご注意を!**

☎ 人権同和施策課 ☎435-1058

「同和問題はこわい」という誤った意識が、まだ人々に根深く残っています。このことに乗じて、同和問題を口実に何らかの利益を得るために企業や行政機関などに不当な圧力をかける「えせ同和行為」。このような行為は、同和問題の解決を妨げる大きな要因となっています。

えせ同和行為に遭遇した場合は、「検討します」などのあいまいな発言をせず、毅然とした態度で断ってください。また、そのような行為があれば人権同和施策課までご連絡ください。



**人権相談ダイヤル(人権ホットライン)**

和歌山市では、人権に関わる問題について、人権相談専門ダイヤルを開設しました。

専門の相談員が対応します。相談無料、相談者のプライバシーは厳守します。

日常生活における人権に関するお悩みについて、お気軽にお電話ください。

- 電話番号 / 435-1110

※話中の場合は、

人権同和施策課 ☎435-1058 へお電話ください。

- 相談時間 / 8時30分～17時まで

土・日曜日、祝日及び12/29～1/3を除く

今月の題字、私が制作しました



月をただの円にするのではなく、縁に筆のかすれた感じを出したのがポイントです。

市立和歌山高校デザイン表現科2年  
 小池 釈那さん



【発行】〒640-8511 和歌山市七番丁23番地  
 広報広聴課 ☎435-1009(ダイヤルイン) 和歌山市役所 ☎432-0001(代表)